

65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース 支給申請の手引き 正誤表

ページ	正	誤	掲載日
6	(4) 就業規則の整備と届出 (2) の定年の引上げ等の制度を規定した改正後の就業規則等については、 <u>常時雇用する従業員の人数に関わらず、支給申請日の前日までに、</u>	(4) 就業規則の整備と届出 (2) の定年の引上げ等の制度を規定した改正後の就業規則等については、 <u>常用雇用する従業員の人数に関わらず、支給申請日の前日までに、</u>	R5.4.28
20	※ 社会保険労務士事務所や弁護士事務所等の専門的知識を有する事務所は申請事業主となりません。 <u>自ら実施することが可能な業務を外へ委託した際の経費についても対象となりません。</u>	※ 社会保険労務士事務所や弁護士事務所等の専門的知識を有する事務所は申請事業主となりません。	R5.4.28
27	③定年年齢(<u>希望者全員継続雇用制度がある場合は当該上限年齢</u>)を超えた者のみが対象となっている場合	③定年年齢及び継続雇用年齢のいずれかの <u>上限年齢</u> を超えた者のみが対象となっている場合	R5.4.28
62	○ 以下の4から <u>16</u> までの事業活動等に係る状況について、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答ください。 ・ 4から <u>16</u> までについて はい・いいえ	○ 以下の4から <u>15</u> までの事業活動等に係る状況について、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答ください。 ・ 4から <u>15</u> までについて はい・いいえ	R5.4.28
63	1から <u>16</u> までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。1から <u>16</u> までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(都道府県支部)が行う場合には協力します。	1から <u>15</u> までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。1から <u>15</u> までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(都道府県支部)が行う場合には協力します。	R5.4.28

※誤字・脱字等の細かな修正については記載しておりません。

※HPに掲載している支給申請の手引き(デジタルブック)及び様式の原本・記入例につきましては上記正誤表の内容を反映しております。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。